

生食発0331第3号
令和3年3月31日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)

「安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法」の一部改正について

安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法については、平成 24 年 11 月 16 日付け食安発 1116 第 3 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知「安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法について」により通知しているところです。

この度、国立医薬品食品衛生研究所での検討を踏まえ、技術的な観点から「安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法について」を、別添のとおり一部改正します。改正箇所につきましては、別紙のとおりです。

別紙

ページ番号	改正内容
8	11. 個別検査方法 (注2) 2nd Derivative Max法によるCq値表示について追加
18、80、91	FastStart Universal Probe Masterのボルテックス禁止の追記
18-21	ABI PRISM 7900HT、ABI 7500又はLightCycler 480を使用した操作方法を追加
全体	メーカー名、製品名等の変更及び統一